

資料編

貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	令和元年度 (令和2年3月31日現在)	令和2年度 (令和3年3月31日現在)	科 目	令和元年度 (令和2年3月31日現在)	令和2年度 (令和3年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
現金	2,916	3,058	貯金	2,202,967	2,306,938
預け金	1,501,043	1,472,757	当座貯金	28,306	40,008
系統預け金	1,500,673	1,472,279	普通貯金	6,474	7,269
系統外預け金	369	477	通知貯金	4,065	2,618
金銭の信託	17,013	22,349	別段貯金	2,487	2,473
有価証券	609,133	721,778	定期貯金	2,161,634	2,254,569
国債	378,382	399,440	譲渡性貯金	3,600	—
地方債	25,197	33,021	借入金	89,604	97,604
社債	112,598	144,329	代理業務勘定	0	5
外国証券	14,578	21,496	その他負債	4,803	2,708
株式	8,787	11,355	貸付留保金	100	—
受益証券	69,589	112,135	未払法人税等	191	178
貸出金	219,871	243,365	貯金利子諸税その他	14	16
手形貸付	111	111	従業員預り金	287	291
証書貸付	176,599	189,460	仮受金	76	145
当座貸越	12,013	11,870	リース債務	3	1
金融機関貸付	31,145	41,922	その他の負債	59	14
その他資産	3,207	3,132	約定取引未決済借	2,920	1,000
差入保証金	1	1	未払費用	1,141	1,052
仮払金	5	13	前受収益	7	5
未収金	182	253	未決済為替借	1	1
その他の資産	1,165	1,083	引当金	8,240	8,158
未収収益	1,840	1,764	相互援助積立金	6,907	6,907
前払費用	3	10	賞与引当金	64	62
未決済為替貸	9	5	退職給付引当金	1,009	984
有形固定資産	1,045	1,081	役員退職慰労引当金	64	28
建物	596	632	特例業務負担金引当金	194	174
土地	427	427	繰延税金負債	5,521	7,055
リース資産	2	1	債務保証	609	545
その他の有形固定資産	18	20	負債の部合計	2,315,347	2,423,015
無形固定資産	2	2	(純資産の部)		
その他の無形固定資産	2	2	出資金	46,173	46,173
外部出資	90,570	90,565	(うち後配出資金)	(21,079)	(21,079)
系統出資	87,704	87,699	再評価積立金	15	15
系統外出資	946	946	利益剰余金	66,806	67,457
子会社等出資	1,920	1,920	利益準備金	29,626	30,383
債務保証見返	609	545	その他利益剰余金	37,180	37,074
貸倒引当金	△913	△1,851	経営基盤安定化積立金	2,500	2,500
			特別積立金	25,852	25,852
			当期未処分剰余金	8,828	8,722
			(うち当期剰余金)	(3,781)	(2,705)
			会員資本合計	112,995	113,646
			その他有価証券評価差額金	16,157	20,123
			評価・換算差額等合計	16,157	20,123
			純資産の部合計	129,152	133,770
資産の部合計	2,444,500	2,556,785	負債及び純資産の部合計	2,444,500	2,556,785

損益計算書

(単位:百万円)

科 目	令和元年度 (自平成31年4月 1日 至 令和2年3月31日)	令和2年度 (自令和2年4月 1日 至 令和3年3月31日)
経 常 収 益	19,394	19,254
資 金 運 用 収 益	15,978	15,888
貸 出 金 利 息	1,711	1,684
預 け 金 利 息	155	118
有 価 証 券 利 息 配 当 金	5,369	6,075
そ の 他 受 入 利 息 (うち受取奨励金)	8,742	8,009
(うち受取特別配当金)	(8,094)	(7,641)
(うち受取特別配当金)	(637)	(359)
役 務 取 引 等 収 益	391	381
受 入 為 替 手 数 料	31	25
そ の 他 の 受 入 手 数 料	359	356
そ の 他 の 役 務 取 引 等 収 益	0	0
そ の 他 事 業 収 益	2,179	1,541
受 取 助 成 金	0	-
国 債 等 債 券 売 却 益	647	260
受 取 出 資 配 当 金	1,531	1,281
そ の 他 経 常 収 益	845	1,442
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	50	-
株 式 等 売 却 益	336	923
金 銭 の 信 託 運 用 益	355	413
そ の 他 の 経 常 収 益	103	105
経 常 費 用	15,068	16,005
資 金 調 達 費 用	11,772	11,586
貯 金 利 息	238	159
譲 渡 性 貯 金 利 息	2	0
借 用 金 利 息	451	450
そ の 他 支 払 利 息 (うち支払奨励金)	11,080	10,977
(うち支払奨励金)	(11,076)	(10,975)
役 務 取 引 等 費 用	282	283
支 払 為 替 手 数 料	4	3
そ の 他 の 支 払 手 数 料	277	279
そ の 他 の 役 務 取 引 等 費 用	0	0
そ の 他 事 業 費 用	0	260
支 払 助 成 金	0	-
国 債 等 債 券 売 却 損	-	260
経 費	2,988	2,692
人 件 費	1,472	1,369
物 件 費	1,416	1,218
税 金	99	104
そ の 他 経 常 費 用	25	1,182
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	-	1,143
特 例 業 務 負 担 金 引 当 金 繰 入 額	0	-
金 銭 の 信 託 運 用 損	24	37
そ の 他 の 経 常 費 用	0	0
経 常 利 益	4,326	3,248
特 別 損 失	0	27
固 定 資 産 処 分 損	0	9
そ の 他 の 特 別 損 失	-	17
税 引 前 当 期 利 益	4,326	3,221
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	532	498
法 人 税 等 調 整 額	12	17
法 人 税 等 合 計	545	516
当 期 剰 余 金	3,781	2,705
当 期 首 繰 越 剰 余 金	5,047	6,017
当 期 未 処 分 剰 余 金	8,828	8,722

キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科 目	令和元年度 (自平成31年4月 1日 至 令和2年3月31日)	令和2年度 (自令和2年4月 1日 至 令和3年3月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	4,326	3,221
減価償却費	42	40
貸倒引当金の増減(△は減少)	△ 121	937
退職給付引当金の増減(△は減少)	26	△ 24
その他の引当金・積立金の増減額(△は減少)	15	△ 57
資金運用収益	△ 15,978	△ 15,888
資金調達費用	11,772	11,586
有価証券関係損益(△は益)	△ 49	△ 177
金銭の信託の運用損益(△は益)	△ 330	△ 375
固定資産処分損益(△は益)	0	9
貸出金の純増減(△は減少)	△ 9,735	△ 23,494
預け金の純増減(△は減少)	45,000	26,000
貯金の純増減(△は減少)	25,055	100,370
借入金の純増減(△は減少)	15,400	8,000
事業分量配当金の支払額	△ 1,945	△ 1,479
その他	△ 621	101
資金運用による収入	16,394	16,199
資金調達による支出	△ 11,747	△ 11,669
小計	77,503	113,301
法人税等の支払額	△ 1,074	△ 511
事業活動によるキャッシュ・フロー	76,429	112,790
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 127,113	△ 176,289
有価証券の売却による収入	40,677	36,128
有価証券の償還による収入	26,690	31,420
金銭の信託の増加による支出	△ 8,500	△ 6,000
金銭の信託の減少による収入	1,475	462
固定資産の取得による支出	△ 12	△ 86
外部出資の売却等による収入	-	5
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 66,783	△ 114,359
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	13,791	-
出資配当金の支払額	△ 574	△ 574
財務活動によるキャッシュ・フロー	13,216	△ 574
4 現金および現金同等物に係る換算差額	-	-
5 現金および現金同等物の増加額(減少額)	22,862	△ 2,144
6 現金および現金同等物の期首残高	9,093	31,956
7 現金および現金同等物の期末残高	31,956	29,812

注) キャッシュ・フロー計算書における資金(現金および現金同等物)の範囲は、貸借対照表上の「現金」ならびに「預け金」中の普通預け金および通知預け金です。

剰余金処分計算書

(単位:百万円)

科 目	令和元年度	令和2年度
1 当 期 未 処 分 剰 余 金	8,828	8,722
2 剰 余 金 処 分 額	2,810	2,734
(1) 利 益 準 備 金	757	542
(2) 任 意 積 立 金	-	-
特 別 積 立 金	-	-
(3) 出 資 配 当 金	574	712
普通出資に対する配当金	501	501
後配出資に対する配当金	72	210
(4) 事 業 分 量 配 当 金	1,479	1,479
特 別 配 当 金	1,078	1,109
特別措置としての特別配当金	401	370
3 次 期 繰 越 剰 余 金	6,017	5,988

注) 1. 普通出資に対する配当率は、年2.00%、後配出資に対する配当率は年1.00%の割合です。
 2. 事業分量配当金の基準は、会員の事業の利用分量に対する配当金の対象となる定期貯金の平均残高(中途解約、貯金担保手形貸付および当座貸越の平均残高を控除する)に対し、次のとおりです。
 令和元年度 ①特別配当金 0.0500% ②特別措置としての特別配当金 0.0186%
 令和2年度 ①特別配当金 0.0500% ②特別措置としての特別配当金 0.0167%

注記表（令和元年度）

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに、次のとおり行っています。
 - ・子会社・子法人等株式……原価法（売却原価は移動平均法により算定）
および関連法人等株式
 - ・その他有価証券
時価のあるもの……原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価を把握することが極めて困難と認められるもの……原価法（売却原価は移動平均法により算定）なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しています。
また、主な耐用年数は次のとおりです。
 - 建 物：3年～50年
 - そ の 他：3年～20年
- (5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち当会利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。
- (6) 所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかる「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。なお、残存価額については、零としています。
- (7) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (8) 相互援助積立金は、JAバンクの信用向上に資するため、「福岡県JAバンク支援制度要領」に基づき計上しています。
- (9) 引当金の計上方法
 - ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。
正常先債権および要注意先債権（要管理先債権を含む。）に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の累積期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。
破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。また、破綻懸念先に対する債権のうち元本の回収および利息の受け取りにかかるキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。
破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。
すべての債権は、「自己査定要領」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。
 - ② 賞与引当金
賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。
 - ③ 退職給付引当金
退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。
 - ④ 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退任給与金引当規程」に基づき、当年度末要支給見込額を計上しています。
 - ⑤ 特例業務負担金引当金
特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当期末における将来負担見込額を計上しています。
- (10) 消費税等の会計処理
消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっています。
ただし、有形固定資産にかかる控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

2 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,170百万円です。
- (2) 為替決済等の取引の担保として預け金等 111,001百万円を差し入れています。
- (3) 無担保の消費貸借契約（債権貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に合計43,997百万円含まれています。
- (4) 子会社等に対する金銭債務の総額は、90百万円です。
- (5) 貸出金のうち、破綻先債権額は 210百万円、延滞債権額は 545百万円です。
なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
- (6) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありませぬ。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。
- (7) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は、68百万円です。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものです。
- (8) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は823百万円です。なお、(5)から(8)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- (9) 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しています。
これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しています。
なお、残高はありません。
- (10) 当座貸越契約および貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約にかかる融資未実行残高は、73,301百万円です。
- (11) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金24,242百万円が含まれています。
- (12) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金30,004百万円が含まれています。

3 損益計算書に関する事項

- | | |
|---------------------|--------|
| (1) 子会社等との取引による収益総額 | 12百万円 |
| うち事業取引高 | 12百万円 |
| (2) 子会社等との取引による費用総額 | 160百万円 |
| うち事業取引高 | 160百万円 |
- (3) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は、49百万円です。
 - (4) 債権売却損は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、売却損と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は、22百万円です。

4 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針
当会は、福岡県を事業区域として、地元のJ A等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。
J Aは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。
当会では、これを原資として、資金を必要とするJ Aや農業に関連する企業・団体および、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。
また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。
 - ② 金融商品の内容およびそのリスク
当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（および個人）に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。
当年度末における貸出金のうち、5.7%は不動産・建設業に対するものであり、当該不動産・建設業を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。
また、有価証券は、主に債券、投資信託、株式であり、純投資目的（その他目的）で保有しています。
これらは、それぞれの発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、為替の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。
借入金は、自己資本増強の一環として、会員である地元のJ Aから借り入れた期限付劣後特約付借入金等です。
劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められているものですが、その劣後特約が付されていない借入金よりも高い金利設定となっています。
 - ③ 金融商品に係るリスク管理体制
 - a 信用リスクの管理
当会は、リスク管理の基本方針および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理（内部格付）、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、融資営業部のほかリスク審査部（審査管理グループ）により行われ、また、定期的に経営陣による経営管理委員会や理事会を開催し、報告を行っています。

さらに、与信管理の状況については、リスク審査部（リスク管理グループ）がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク審査部（リスク管理グループ）において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、ALMおよび統合的リスク管理において金利の変動リスクを管理しています。

ALMおよび統合的リスク管理に関する諸規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、四半期ごとにリスクマネジメント委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的にはリスク審査部（リスク管理グループ）において、金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、企画管理部において、ギャップ分析や金利感応度分析によりモニタリングを行い、「リスクマネジメント委員会（四半期毎開催）」に報告しています。

(b) 為替リスクの管理

当会は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しています。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、リスクマネジメント委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従って行っています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。

総務部で保有している外部出資の多くは、系統出資であり、出資先の財務状況などを定期的にモニタリングしています。

これらの情報は、リスク審査部（リスク管理グループ）が、理事会およびリスクマネジメント委員会において定期的に報告しています。

(d) 市場リスクにかかる定量的情報

（トレーディング目的以外の金融商品）

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」です。

当会では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.30%上昇したものと想定した場合には、経済価値が16,935百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額がある場合には、当該金額も含めて計算しています。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて適時に資金管理を行うほか、県内系統資金動向を把握のうえ、流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位:百万円)			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	1,501,043	1,501,105	62
金銭の信託			
その他目的の金銭の信託	17,013	17,013	—
有価証券			
その他有価証券	609,133	609,133	—
貸出金	219,871		
貸倒引当金	△ 913		
貸倒引当金控除後	218,957	221,495	2,538
資産計	2,346,148	2,348,748	2,600
貯 金	2,206,567	2,206,659	91
借入金	89,604	89,604	—
負債計	2,296,171	2,296,263	91

注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

2. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金3,600百万円を含めています。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は、下記cおよびdと同様の方法により評価しています。

c 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっています。

また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。

また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資 90,570百万円

合 計 90,570百万円

注) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。

④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預 け 金	1,501,043百万円	-百万円	-百万円	-百万円	-百万円	-百万円
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	40,707百万円	52,552百万円	27,686百万円	35,582百万円	34,230百万円	355,432百万円
貸 出 金	32,716百万円	39,167百万円	23,830百万円	31,147百万円	23,197百万円	69,524百万円
合 計	1,574,467百万円	91,719百万円	51,516百万円	66,729百万円	57,428百万円	424,956百万円

注) 1. 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）4,920百万円については「1年以内」に含めています。

また、期限のない劣後特約付貸出金24,242百万円については「5年超」に含めています。

2. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等287百万円については償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯 金	2,202,835百万円	95百万円	26百万円	-百万円	10百万円	-百万円
譲渡性貯金	3,600百万円	-百万円	-百万円	-百万円	-百万円	-百万円
借 用 金	12,700百万円	14,500百万円	13,300百万円	49,104百万円	-百万円	-百万円
合 計	2,219,135百万円	14,595百万円	13,326百万円	49,104百万円	10百万円	-百万円

注) 貯金のうち、要求払貯金については、「1年以内」に含めています。

5 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は、次のとおりです。

① その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるも の	株 式	8,195百万円	4,428百万円	3,766百万円
	債 券	441,333百万円	418,512百万円	22,821百万円
	国 債	336,239百万円	317,824百万円	18,414百万円
	地 方 債	24,000百万円	23,218百万円	782百万円
	社 債	55,688百万円	54,647百万円	1,041百万円
	外国証券	4,373百万円	4,300百万円	73百万円
	受益証券	21,031百万円	18,522百万円	2,509百万円
	小 計	449,529百万円	422,940百万円	26,588百万円
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの	株 式	592百万円	680百万円	△ 87百万円
	債 券	159,012百万円	164,191百万円	△ 5,179百万円
	国 債	42,142百万円	42,486百万円	△ 344百万円
	地 方 債	1,197百万円	1,200百万円	△ 2百万円
	社 債	56,909百万円	57,803百万円	△ 893百万円
	外国証券	10,204百万円	10,509百万円	△ 304百万円
	受益証券	48,557百万円	52,191百万円	△ 3,634百万円
	小 計	159,604百万円	164,871百万円	△ 5,266百万円
合 計	609,133百万円	587,812百万円	21,321百万円	

注) 上記評価差額合計から繰延税金負債 5,897百万円を差し引いた金額 15,423百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
株 式	147百万円	38百万円	-百万円
債 券	33,565百万円	647百万円	-百万円
受益証券	5,452百万円	298百万円	-百万円
合 計	39,164百万円	984百万円	-百万円

6 金銭の信託に関する事項

(1) 金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

① その他の金銭の信託

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	17,013百万円	16,000百万円	1,013百万円	1,490百万円	477百万円

注) 1. 上記評価差額合計から繰延税金負債280百万円を差し引いた金額733百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

7 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けています。

退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。

また、退職給付の一部にあてるため一般財団法人福岡県農林漁業団体共済会との契約に基づく退職共済制度を採用しています。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しています。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	982百万円
退職給付費用	118百万円
退職給付の支払額	△ 59百万円
制度への拠出額	△ 33百万円

期末における退職給付引当金 1,009百万円

b 退職給付債務および貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	△ 1,439百万円
退職共済制度	430百万円
退職給付引当金	△ 1,009百万円

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用 118百万円

(2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため抛出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して抛出した特例業務負担金の額は、16百万円となっています。

また、存続組合より示された令和2年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、194百万円です。

8 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等		(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因	
繰延税金資産		法定実効税率	27.66%
貸倒引当金超過額	59百万円	(調整)	
賞与引当金超過額	17百万円	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.35%
退職給付引当金超過額	279百万円	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 5.62%
相互援助積立金超過額	1,910百万円	事業分量配当金	△ 9.45%
特例業務負担金引当金超過額	53百万円	住民税均等割等	0.10%
未払支払奨励金	260百万円	評価性引当額の増減	△ 0.40%
未払事業税	32百万円	その他	△ 0.04%
その他	33百万円		
繰延税金資産 小計	2,648百万円	税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.60%
評価性引当額	△ 1,990百万円		
繰延税金資産 合計(A)	657百万円		
繰延税金負債			
その他有価証券評価差額金	△ 6,177百万円		
その他	△ 1百万円		
繰延税金負債 合計(B)	△ 6,178百万円		
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△ 5,521百万円		

9 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金および現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」ならびに「預け金」中の普通預け金および通知預け金です。

注記表 (令和2年度)

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに、次のとおり行っています。
 - ・子会社・子法人等株式……原価法（売却原価は移動平均法により算定）
および関連法人等株式
 - ・その他有価証券
 - 時価のあるもの……原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価を把握することが極めて困難と認められるもの……原価法（売却原価は移動平均法により算定）なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しています。
また、主な耐用年数は次のとおりです。
 - 建 物：3年～50年
 - そ の 他：3年～20年
- (5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち当会利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。
- (6) 所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかる「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。なお、残存価額については、零としています。
- (7) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (8) 引当金の計上方法
 - ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。
正常先債権および要注意先債権（要管理先債権を含む。）に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の累積期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。
破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。また、破綻懸念先に対する債権のうち元本の回収および利息の受け取りにかかるキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。
破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。
すべての債権は、「自己査定要領」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。
 - ② 賞与引当金
賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。
 - ③ 退職給付引当金
退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。
 - ④ 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退任給与金引当規程」に基づき、当年度末要支給見込額を計上しています。
 - ⑤ 相互援助積立金
相互援助積立金は、JAバンクの信用向上に資するため、「福岡県JAバンク支援制度要領」に基づき計上しています。
 - ⑥ 特例業務負担金引当金
特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当年度末における将来負担見込額を計上しています。
- (9) 消費税等の会計処理
消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっています。
ただし、有形固定資産にかかる控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

2 表示方法の変更に関する事項

農業協同組合法施行規則第126条の3の2の改正により、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号令和2年3月31日）を適用し、当年度より、貸倒引当金および金融商品の時価に関する見積りに関する情報を「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。

3 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度にかかる計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度にかかる計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 貸倒引当金

① 当年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 1,851百万円

② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「1 重要な会計方針に関する事項」「(8)引当金の計上方法」「①貸倒引当金」に記載しています。

b 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

c 翌年度にかかる計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌年度にかかる計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 金融商品の時価

① 当年度の計算書類に計上した金額

「6 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算定方法」に記載しています。

② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

金融商品の時価の算出方法は、「6 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算定方法」に記載しています。

b 主要な仮定

主要な仮定は、時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接または間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合があります。

c 翌年度にかかる計算書類に及ぼす影響

市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

4 貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,079百万円です。

(2) 為替決済等の取引の担保として預け金等 90,001百万円を差し入れています。

(3) 無担保の消費貸借契約（債権貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に合計74,511百万円含まれています。また、信託契約により信託している有価証券が、国債に合計14,019百万円含まれています。

(4) 子会社等に対する金銭債務の総額は、87百万円です。

(5) 貸出金のうち、破綻先債権額は 17百万円、延滞債権額は 1,505百万円です。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

(6) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。

(7) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものです。

(8) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は1,523百万円です。なお、(5)から(8)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(9) 割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しています。

これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しています。

なお、残高はありません。

(10) 当座貸越契約および貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約にかかる融資未実行残高は、80,146百万円です。

(11) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金24,242百万円が含まれています。

(12) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金30,004百万円が含まれています。

5 損益計算書に関する事項

(1) 子会社等との取引による収益総額	11百万円
うち事業取引高	11百万円
(2) 子会社等との取引による費用総額	159百万円
うち事業取引高	159百万円

6 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、福岡県を事業区域として、地元のJ A等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

J Aは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当社が預かる仕組みとなっています。

当社では、これを原資として、資金を必要とするJ Aや農業に関連する企業・団体および、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容およびそのリスク

当社が保有する金融資産は、主として県内の取引先（および個人）に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当年度末における貸出金のうち、5.9%は不動産・建設業に対するものであり、当該不動産・建設業を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

金銭の信託は指定金外信託および特定金外信託により運用しており、その構成資産は、投資信託および米国通貨建ての外国証券等であり、純投資目的（その他目的）で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスクおよび外国為替の変動リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託、株式であり、純投資目的（その他目的）で保有しています。

これらは、それぞれの発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、為替の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金、自己資本増強の一環として、会員である地元のJ Aから借り入れた期限付劣後特約付借入金等です。

劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められているものですが、その劣後特約が付されていない借入金よりも高い金利設定となっています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当社は、リスク管理の基本方針および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理（内部格付）、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、融資営業部のほかリスク審査部（審査管理グループ）により行われ、また、定期的に経営陣による経営管理委員会や理事会を開催し、報告を行っています。

さらに、与信管理の状況については、リスク審査部（リスク管理グループ）がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク審査部（リスク管理グループ）において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当社は、ALMおよび統合的リスク管理において金利の変動リスクを管理しています。

ALMおよび統合的リスク管理に関する諸規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、四半期ごとにリスクマネジメント委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的にはリスク審査部（リスク管理グループ）において、金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、企画管理部において、ギャップ分析や金利感応度分析によりモニタリングを行い、「リスクマネジメント委員会（四半期毎開催）」に報告しています。

(b) 為替リスクの管理

当社は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しています。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、リスクマネジメント委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従って行っています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。

総務部で保有している外部出資の多くは、系統出資であり、出資先の財務状況などを定期的にモニタリングしています。

これらの情報は、リスク審査部（リスク管理グループ）が、理事会およびリスクマネジメント委員会において定期的に報告しています。

(d) 市場リスクにかかる定量的情報

当社において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」です。

当社では、これらの金融資産および金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。

当社のVaRは分散共分散法（保有期間120日、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、令和3年3月31日現在で当社の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で25,741百万円です。

なお、当社では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しています。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて適時に資金管理を行うほか、県内系統資金動向を把握のうえ、流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。
なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	1,472,757	1,472,774	17
金銭の信託			
その他の金銭の信託	22,349	22,349	—
有価証券			
その他有価証券	721,778	721,778	—
貸出金	243,365		
貸倒引当金	△ 1,849		
貸倒引当金控除後	241,516	243,631	2,115
資産計	2,458,402	2,460,534	2,132
貯 金	2,306,938	2,306,959	20
借入金	97,604	97,604	—
負債計	2,404,542	2,404,563	20

注) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によつています。

満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は、下記cおよびdと同様の方法により評価しています。

c 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によつています。

また、投資信託については、公表されている基準価格によつています。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。

また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によつています。

③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資 90,565百万円

合 計 90,565百万円

注) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。

④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	1,472,757百万円	-百万円	-百万円	-百万円	-百万円	-百万円
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	52,376百万円	30,866百万円	37,478百万円	37,979百万円	35,278百万円	460,182百万円
貸出金	52,371百万円	31,722百万円	35,836百万円	33,402百万円	27,117百万円	62,825百万円
合計	1,577,506百万円	62,589百万円	73,315百万円	71,381百万円	62,396百万円	523,008百万円

注) 1. 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)4,500百万円については「1年以内」に含めています。

また、期限のない劣後特約付貸出金24,242百万円については「5年超」に含めています。

2. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等88百万円については償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金	2,306,769百万円	104百万円	54百万円	10百万円	0百万円	-百万円
借入金	13,900百万円	12,800百万円	48,204百万円	22,700百万円	-百万円	-百万円
合計	2,320,669百万円	12,904百万円	48,258百万円	22,710百万円	0百万円	-百万円

注) 貯金のうち、要求払貯金については、「1年以内」に含めています。

7 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は、次のとおりです。

① その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	10,945百万円	4,882百万円	6,062百万円
	債券	471,419百万円	444,355百万円	27,063百万円
	国債	297,911百万円	283,114百万円	14,796百万円
	地方債	20,422百万円	19,962百万円	459百万円
	社債	77,604百万円	76,679百万円	925百万円
	外国証券	11,897百万円	11,699百万円	197百万円
	受益証券	63,583百万円	52,898百万円	10,684百万円
	小計	482,364百万円	449,238百万円	33,126百万円
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	410百万円	454百万円	△ 44百万円
	債券	239,003百万円	245,117百万円	△ 6,113百万円
	国債	101,528百万円	103,588百万円	△ 2,059百万円
	地方債	12,599百万円	12,720百万円	△ 121百万円
	社債	66,724百万円	67,483百万円	△ 758百万円
	外国証券	9,599百万円	9,708百万円	△ 109百万円
	受益証券	48,552百万円	51,616百万円	△ 3,064百万円
	小計	239,413百万円	245,572百万円	△ 6,158百万円
合計	721,778百万円	694,810百万円	26,968百万円	

注) 上記評価差額合計から繰延税金負債7,459百万円を差し引いた金額19,508百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
株式	312百万円	139百万円	-百万円
債券	30,059百万円	260百万円	260百万円
受益証券	5,756百万円	784百万円	-百万円
合計	36,128百万円	1,184百万円	260百万円

8 金銭の信託に関する事項

(1) 金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

① その他の金銭の信託

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	22,349百万円	21,500百万円	849百万円	1,016百万円	166百万円

注) 1. 上記評価差額合計から繰延税金負債235百万円を差し引いた金額614百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

9 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けています。

退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。

また、退職給付の一部にあてるため一般財団法人福岡県農林漁業団体共済会との契約に基づく退職共済制度を採用しています。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しています。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	1,009百万円
退職給付費用	59百万円
退職給付の支払額	△ 52百万円
制度への拠出額	△ 31百万円

期末における退職給付引当金 984百万円

b 退職給付債務および貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	△ 1,423百万円
退職共済制度	438百万円
退職給付引当金	△ 984百万円

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用 59百万円

(2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、15百万円となっています。

また、存続組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、174百万円です。

10 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	296百万円
賞与引当金超過額	17百万円
退職給付引当金超過額	272百万円
相互援助積立金超過額	1,910百万円
特例業務負担金引当金超過額	48百万円
未払支払奨励金	260百万円
未払事業税	30百万円
その他	21百万円
繰延税金資産 小計	2,856百万円
評価性引当額	△ 2,216百万円
繰延税金資産 合計(A)	640百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 7,694百万円
その他	△ 1百万円
繰延税金負債 合計(B)	△ 7,695百万円
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△ 7,055百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に参入されない項目	0.18%
受取配当金等永久に損金に参入されない項目	△ 6.35%
事業分量配当金	△ 12.70%
住民税均等割等	0.13%
評価性引当額の増減	7.00%
その他	0.10%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.02%

11 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金および現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」ならびに「預け金」中の普通預け金および通知預け金です。

会計監査人の監査

令和2年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けています。

確 認 書

私は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。

当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。

- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されています。
- ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されています。
- ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されています。

令和3年7月1日

福岡県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 平 田 徳 光

(注) 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、キャッシュ・フロー計算書および注記表を指しています。

損益の状況

●最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円、口、人、%)

項 目		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利益	経 常 収 益	20,216	20,062	20,653	19,394	19,254
	経 常 利 益	5,485	4,962	4,298	4,326	3,248
	当 期 剰 余 金	4,378	4,093	3,567	3,781	2,705
残 高	出 資 金	32,382	32,382	32,382	46,173	46,173
	(出 資 口 数)	(3,238,210)	(3,238,210)	(3,238,210)	(4,617,310)	(4,617,310)
	純 資 産 額	118,805	119,953	123,603	129,152	133,770
	総 資 産 額	2,198,901	2,338,788	2,400,058	2,444,500	2,556,785
	貯 金 等 残 高	2,015,128	2,135,815	2,181,512	2,206,567	2,306,938
	預 け 金 残 高	1,439,180	1,543,495	1,522,362	1,501,043	1,472,757
	貸 出 金 残 高	203,254	213,860	210,135	219,871	243,365
	有 価 証 券 残 高	471,781	495,257	560,147	609,133	721,778
剰 余 金 配 当 金 額		2,430	2,550	2,520	2,053	2,192
	普 通 出 資 配 当 額	501	501	501	501	501
	後 配 出 資 配 当 額	72	72	72	72	210
	事 業 分 量 配 当 額	1,855	1,975	1,945	1,479	1,479
職 員 数	166	162	162	164	162	
単 体 自 己 資 本 比 率	19.01	17.94	15.66	16.31	14.94	

注) 1. 「貯金等残高」は、貯金と譲渡性貯金の合計額です。

2. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しています。

●利益総括表

(単位:百万円、%)

項 目	令和元年度	令和2年度	増 減
資 金 運 用 収 支	4,271	4,395	123
資 金 運 用 収 益	15,978	15,888	△ 90
資 金 調 達 費 用	11,772	11,586	△ 185
金 銭 の 信 託 運 用 見 合 費 用	65	93	28
役 務 取 引 等 収 支	109	98	△ 10
役 務 取 引 等 収 益	391	381	△ 9
役 務 取 引 等 費 用	282	283	0
そ の 他 事 業 収 支	2,179	1,281	△ 898
そ の 他 事 業 収 益	2,179	1,541	△ 637
そ の 他 事 業 費 用	0	260	260
事 業 粗 利 益	6,560	5,774	△ 785
事 業 粗 利 益 率	0.28	0.24	△ 0.04

注) 1. 資金運用収支 = 資金運用収益 - (資金調達費用 - 金銭の信託運用見合費用)

2. 役務取引等収支 = 役務取引等収益 - 役務取引等費用

3. その他事業収支 = その他事業収益 - その他事業費用

4. 事業粗利益 = 資金運用収支 + 役務取引等収支 + その他事業収支

5. 事業粗利益率 = 事業粗利益 ÷ 資金運用勘定平均残高 × 100

●事業純益

(単位:百万円)

科 目	令和元年度	令和2年度	増 減
事 業 純 益		2,970	
実 質 事 業 純 益		3,082	
コ ア 事 業 純 益		3,082	
コア事業純益(投資信託解約損益を除く)		2,971	

- 注) 1. 事業純益=事業収益 - (事業費用 - 金銭の信託運用見合費用) - 一般貸倒引当金繰入額
 2. 実質事業純益 = 事業純益 + 一般貸倒引当金繰入額
 3. コア事業純益 = 実質事業純益 - 国債等債券関係損益
 国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。
 4. 農協法施行規則の改正を受け令和2年度分より開示することとなったため、令和2年度分のみ開示しています。

●資金運用収支の内訳

(単位:百万円,%)

項 目	令和元年度			令和2年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	2,310,854	15,978	0.69	2,380,296	15,888	0.67
うち預 け 金	1,562,397	8,887	0.57	1,511,342	8,118	0.54
うち有 価 証 券	541,408	5,369	0.99	641,398	6,075	0.95
うち貸 出 金	207,048	1,711	0.82	227,555	1,684	0.74
資 金 調 達 勘 定	2,295,906	11,706	0.51	2,350,076	11,492	0.49
うち貯 金・定 積	2,211,428	11,314	0.51	2,271,709	11,134	0.49
うち譲 渡 性 貯 金	14,514	2	0.02	572	0	0.02
うち借 用 金	82,392	451	0.55	96,647	450	0.47
資 金 運 用 利 回 り	-	-	0.69	-	-	0.67
資 金 調 達 原 価 率	-	-	0.64	-	-	0.60
総 資 金 利 ざ や	-	-	0.05	-	-	0.07

- 注) 1. 総資金利ざや = 資金運用利回り - 資金調達原価率
 資金調達原価率 = (資金調達費用(貯金利息 + 譲渡性貯金利息 + 借入金利息 + その他支払利息(支払雑利息等)) + 経費 - 金銭の信託運用見合費用) ÷ 資金調達勘定平均残高(貯金 + 譲渡性貯金 + 借入金 + その他(貸付留保金、従業員預り金等) - 金銭の信託運用見合額) × 100
 2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。
 3. 資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には、支払奨励金が含まれています。
 4. 資金調達勘定計の平均残高および利息は金銭の信託運用見合額および金銭の信託運用見合費用を控除しています。

●受取・支払利息の増減額

(単位:百万円)

項 目	令和元年度増減額	令和2年度増減額
受 取 利 息	△ 2,270	△ 90
うち預 け 金	△ 1,127	△ 768
うち有 価 証 券	△ 211	706
うち貸 出 金	△ 929	△ 26
支 払 利 息	△ 588	△ 214
うち貯 金・定 積	△ 551	△ 180
うち譲 渡 性 貯 金	△ 14	△ 2
うち借 用 金	1	△ 1
差 引	△ 1,681	123

- 注) 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。
 3. 支払利息の「うち貯金・定積」には、支払奨励金が含まれています。
 4. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

貯金に関する指標

●科目別貯金期末残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
流 動 性 貯 金	38,846 (1.8)	49,896 (2.2)	11,049
定 期 性 貯 金	2,161,634 (98.0)	2,254,569 (97.7)	92,934
うち固定自由金利定期貯金	2,161,634 (98.0)	2,254,569 (97.7)	92,934
うち変動自由金利定期貯金	－ (－)	－ (－)	－
そ の 他 の 貯 金	2,487 (0.1)	2,473 (0.1)	△ 14
計	2,202,967 (99.8)	2,306,938 (100.0)	103,970
譲 渡 性 貯 金	3,600 (0.2)	－ (－)	△ 3,600
合 計	2,206,567 (100.0)	2,306,938 (100.0)	100,370

- 注) 1. 流動性貯金 = 当座貯金 + 普通貯金 + 貯蓄貯金 + 通知貯金
 2. 定期性貯金 = 定期貯金 + 積立定期貯金 + 定期積金
 固定自由金利定期貯金: 預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金
 変動自由金利定期貯金: 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金
 3. () 内は構成比です。

●科目別貯金平均残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
流 動 性 貯 金	39,296 (1.8)	40,455 (1.8)	1,158
定 期 性 貯 金	2,171,678 (97.6)	2,230,803 (98.2)	59,125
うち固定自由金利定期貯金	2,171,678 (97.6)	2,230,803 (98.2)	59,125
うち変動自由金利定期貯金	－ (－)	－ (－)	－
そ の 他 の 貯 金	453 (0.0)	450 (0.0)	△ 3
計	2,211,428 (99.3)	2,271,709 (100.0)	60,280
譲 渡 性 貯 金	14,514 (0.7)	572 (0.0)	△ 13,942
合 計	2,225,943 (100.0)	2,272,281 (100.0)	46,337

- 注) 1. 流動性貯金 = 当座貯金 + 普通貯金 + 貯蓄貯金 + 通知貯金
 2. 定期性貯金 = 定期貯金 + 積立定期貯金 + 定期積金
 固定自由金利定期貯金: 預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金
 変動自由金利定期貯金: 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金
 3. () 内は構成比です。

貸出金等に関する指標

●科目別貸出金期末残高

(単位:百万円、%)

科 目	令和元年度	令和2年度	増 減
手形貸付	111 (0.1)	111 (0.0)	0
証書貸付	207,745 (94.5)	231,383 (95.1)	23,638
当座貸越	12,013 (5.5)	11,870 (4.9)	△ 143
割引手形	－ (－)	－ (－)	－
合 計	219,871 (100.0)	243,365 (100.0)	23,494

注) () 内は構成比です。

●科目別貸出金平均残高

(単位:百万円、%)

科 目	令和元年度	令和2年度	増 減
手形貸付	183 (0.1)	111 (0.0)	△ 72
証書貸付	196,666 (95.0)	219,256 (96.4)	22,590
当座貸越	10,198 (4.9)	8,187 (3.6)	△ 2,011
割引手形	－ (－)	－ (－)	－
合 計	207,048 (100.0)	227,555 (100.0)	20,507

注) () 内は構成比です。

●貸出金の金利条件別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
固定金利貸出	150,213 (68.3)	169,212 (69.5)	18,999
変動金利貸出	69,655 (31.7)	74,153 (30.5)	4,498
合 計	219,871 (100.0)	243,365 (100.0)	23,495

注) () 内は構成比です。

●貸出金の担保別内訳残高

(単位:百万円)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
貯金等	4,920	4,500	△ 420
有価証券	43	43	0
不動産	－	－	－
不動産	3,946	2,799	△ 1,147
その他担保物	5,499	5,680	181
計	14,410	13,024	△ 1,386
農業信用基金協会保証	5	12	7
その他保証	787	655	△ 132
計	792	667	△ 125
信用	204,668	229,673	25,005
合 計	219,871	243,365	23,494

●債務保証の担保別内訳残高

(単位:百万円)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
貯 金 等	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	—	—	—
そ の 他 担 保 物	—	—	—
計	—	—	—
信 用	609	545	△ 64
合 計	609	545	△ 64

注) 上記債務保証は、受託貸付金（日本政策金融公庫）に対するものです。

●貸出金の使途別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
設 備 資 金	4,517 (2.1)	4,448 (1.8)	△ 69
運 転 資 金	215,354 (97.9)	238,917 (98.2)	23,563
合 計	219,871 (100.0)	243,365 (100.0)	23,494

注) () 内は構成比です。

●貸出金の業種別残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
農 業	1,056 (0.5)	883 (0.4)	△ 173
林 業	— (—)	— (—)	—
水 産 業	— (—)	— (—)	—
製 造 業	13,096 (6.0)	16,575 (6.8)	3,479
鉱 業	— (—)	— (—)	—
建 設 業	1,092 (0.5)	1,738 (0.7)	646
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	3,246 (1.5)	5,602 (2.3)	2,356
運 輸 ・ 通 信 業	2,251 (1.0)	3,250 (1.3)	999
卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 業	11,778 (5.4)	11,469 (4.7)	△ 309
金 融 ・ 保 険 業	51,800 (23.6)	64,799 (26.6)	12,999
不 動 産 業	11,132 (5.1)	12,443 (5.1)	1,311
サ ー ビ ス 業	57,837 (26.3)	62,258 (25.6)	4,421
地 方 公 共 団 体	63,849 (29.0)	61,797 (25.4)	△ 2,052
そ の 他	2,729 (1.2)	2,547 (1.0)	△ 182
合 計	219,871 (100.0)	243,365 (100.0)	23,494

注) () 内は構成比（貸出金全体に対する割合）です。

●主要な農業関係の貸出金残高

(1) 営農類型別

(単位:百万円)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
農 業	1,057	857	△ 200
穀 作	—	—	—
野 菜 ・ 園 芸	115	75	△ 40
果 樹 ・ 樹 園 農 業	—	—	—
工 芸 作 物	—	—	—
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	405	265	△ 140
養 鶏 ・ 養 卵	536	516	△ 20
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	—	—	—
農 業 関 連 団 体 等	9,086	8,185	△ 901
合 計	10,143	9,043	△ 1,100

注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。

なお、貸出金の業種別残高(P56)の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

(2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位:百万円)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	9,484	8,473	△ 1,011
農 業 制 度 資 金	659	569	△ 90
農 業 近 代 化 資 金	659	569	△ 90
そ の 他 制 度 資 金	—	—	—
合 計	10,143	9,043	△ 1,100

注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位:百万円)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	3,167	2,901	△ 266
そ の 他	—	—	—
合 計	3,167	2,901	△ 266

注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

●リスク管理債権の状況

(単位:百万円)

区 分	令和元年度	令和2年度	増 減
破 綻 先 債 権 額	210	17	△ 192
延 滞 債 権 額	545	1,505	960
3 カ月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	68	—	△ 68
合 計(A)	823	1,523	699
総貸出金(B)	219,871	243,365	23,494
貸出金に占める割合(A)/(B)	0.4%	0.6%	0.2%

- 注) 1. 対象債権は、貸出金です。
 2. これらのリスク管理債権額は、担保処分等によって将来回収できるものを含んでいますので、開示額が当会の将来の損失をそのまま表すものではありません。
 3. それぞれの債権の内容は次のとおりです。

○破綻先債権

元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

○延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

○3カ月以上延滞債権

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しない貸出金です。

○貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

●金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位:百万円)

債権区分	債権額	保全額			
		担 保	保 証	引 当	合 計
令和元年度					
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	260	0	—	260	260
危険債権	494	420	5	60	487
要管理債権	68	—	—	—	—
小 計	823	421	5	321	748
正 常 債 権	219,776				
合 計	220,599				
令和2年度					
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	111	6	—	101	108
危険債権	1,412	363	—	1,045	1,409
要管理債権	—	—	—	—	—
小 計	1,523	370	—	1,147	1,517
正 常 債 権	242,495				
合 計	244,019				

- 注) 1. 対象債権は、貸出金、未収利息、仮払金、債務保証見返です。
 2. 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態および経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当会は同法の対象となっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しています。

○破産更生債権およびこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

○危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。

○要管理債権

3カ月以上延滞債権および貸出条件緩和債権です。

(3カ月以上延滞債権)

元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸出債権で、破産更生債権およびこれらに準ずる債権および危険債権に該当しない貸出債権です。

(貸出条件緩和債権)

経済的困難に陥った債務者の再建または支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権で、破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および3カ月以上延滞債権に該当しない貸出債権です。

○正常債権

債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および要管理債権以外のものに区分される債権です。

●元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

●貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	令和元年度					令和2年度				
	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	688	592	—	688	592	592	704	—	592	704
個別貸倒引当金	347	321	71	275	321	321	1,147	205	115	1,147
合 計	1,035	913	71	963	913	913	1,851	205	708	1,851

●貸出金償却の額

(単位:百万円)

項 目	令和元年度	令和2年度
貸 出 金 償 却 額	49	205

注) 上記の償却額は、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額との相殺前の金額です。

有価証券等に関する指標

●種類別有価証券期末残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
国 債	378,382 (62.1)	399,440 (55.3)	21,058
地 方 債	25,197 (4.2)	33,021 (4.6)	7,823
社 債	112,598 (18.5)	144,329 (20.0)	31,730
株 式	8,787 (1.4)	11,355 (1.6)	2,567
外 国 証 券	14,578 (2.4)	21,496 (3.0)	6,917
受 益 証 券	69,589 (11.4)	112,135 (15.5)	42,546
合 計	609,133 (100.0)	721,778 (100.0)	112,644

注) () 内は構成比です。

●種類別有価証券平均残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
国 債	348,396 (64.3)	372,303 (58.0)	23,906
地 方 債	22,531 (4.2)	30,006 (4.7)	7,475
社 債	96,170 (17.8)	128,371 (20.0)	32,201
株 式	4,890 (0.9)	5,200 (0.8)	310
外 国 証 券	14,002 (2.6)	19,017 (3.0)	5,015
受 益 証 券	55,417 (10.2)	86,498 (13.5)	31,080
合 計	541,408 (100.0)	641,398 (100.0)	99,989

注) () 内は構成比です。

●保有有価証券の利回り

(単位:%)

種 類	令和元年度	令和2年度
国 債	0.91	0.84
地 方 債	0.86	0.74
社 債	0.87	0.70
株 式	5.19	4.47
外 国 証 券	0.86	0.89
受 益 証 券	1.43	1.63
以 上 平 均	0.99	0.95

●商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

●有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

種 類	令和元年度							
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	26,198	45,035	42,646	31,718	15,183	217,599	—	378,382
地 方 債	310	11,761	852	852	3,360	8,061	—	25,197
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	12,290	20,120	15,292	8,261	49,151	4,895	2,586	112,598
株 式	—	—	—	—	—	—	8,787	8,787
外国債券	3,484	1,803	4,990	1,436	1,954	908	—	14,578
受益証券	641	4,863	12,210	8,202	19,280	957	23,432	69,589
貸付有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—
種 類	令和2年度							
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	25,186	44,081	33,684	29,412	—	267,075	—	399,440
地 方 債	11,400	1,197	1,433	3,492	2,149	13,348	—	33,021
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	16,621	13,350	15,673	11,334	74,766	4,465	8,117	144,329
株 式	—	—	—	—	—	—	11,355	11,355
外国債券	6,993	4,237	5,261	981	2,027	1,995	—	21,496
受益証券	979	8,272	22,855	8,679	39,928	3,013	28,407	112,135
貸付有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—

有価証券等の時価情報等

●有価証券の時価情報

①その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	令和元年度			令和2年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	8,195	4,428	3,766	10,945	4,882	6,062
	債券	415,928	395,690	20,238	395,938	379,756	16,181
	国債	336,239	317,824	18,414	297,911	283,114	14,796
	地方債	24,000	23,218	782	20,422	19,962	459
	社債	55,688	54,647	1,041	77,604	76,679	925
	その他	25,405	22,822	2,583	75,481	64,598	10,882
	外国証券	4,373	4,300	73	11,897	11,699	197
	受益証券	21,031	18,522	2,509	63,583	52,898	10,684
	小 計	449,529	422,940	26,588	482,364	449,238	33,126
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	592	680	△ 87	410	454	△ 44
	債券	100,249	101,490	△ 1,240	180,852	183,792	△ 2,939
	国債	42,142	42,486	△ 344	101,528	103,588	△ 2,059
	地方債	1,197	1,200	△ 2	12,599	12,720	△ 121
	社債	56,909	57,803	△ 893	66,724	67,483	△ 758
	その他	58,762	62,701	△ 3,939	58,151	61,325	△ 3,173
	外国証券	10,204	10,509	△ 304	9,599	9,708	△ 109
	受益証券	48,557	52,191	△ 3,634	48,552	51,616	△ 3,064
	小 計	159,604	164,871	△ 5,266	239,413	245,572	△ 6,158
合 計	609,133	587,812	21,321	721,778	694,810	26,968	

●金銭の信託の時価情報

①その他の金銭の信託

(単位:百万円)

	令和元年度					令和2年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	17,013	16,000	1,013	1,490	477	22,349	21,500	849	1,016	166

注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

●デリバティブ取引等

(デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引)

該当する取引はありません。

経営諸指標

●利益率

(単位:%)

項目	令和元年度	令和2年度	増減
総資産経常利益率	0.18	0.13	△ 0.05
純資産経常利益率	4.36	2.85	△ 1.51
総資産当期純利益率	0.16	0.11	△ 0.05
純資産当期純利益率	3.81	2.37	△ 1.44

- 注) 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 ÷ 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
 2. 純資産経常利益率 = 経常利益 ÷ 純資産勘定平均残高 × 100
 3. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) ÷ 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
 4. 純資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) ÷ 純資産勘定平均残高 × 100

●貯貸率・貯証率

(単位:%)

区分	令和元年度	令和2年度	増減
貯貸率 (期末)	9.96	10.55	0.59
貯貸率 (期中平均)	9.30	10.01	0.71
貯証率 (期末)	27.61	31.29	3.68
貯証率 (期中平均)	24.32	28.23	3.91

- 注) 1. 貯金には、譲渡性貯金が含まれています。
 2. 貯貸率 (期末) = 貸出金残高 ÷ 貯金残高 × 100
 3. 貯貸率 (期中平均) = 貸出金平均残高 ÷ 貯金平均残高 × 100
 4. 貯証率 (期末) = 有価証券残高 ÷ 貯金残高 × 100
 5. 貯証率 (期中平均) = 有価証券平均残高 ÷ 貯金平均残高 × 100

●役務取引の状況

(単位:百万円)

科 目	金 額	
	令和元年度	令和2年度
役 務 取 引 等 取 益	391	381
為 替 業 務	31	25
代 理 業 務	20	18
電 算 受 託 業 務	8	7
そ の 他	331	330
役 務 取 引 等 費 用	282	283
為 替 業 務	4	3
代 理 業 務	7	6
そ の 他	270	273

●その他事業収益の内訳

(単位:百万円)

科 目	金 額	
	令和元年度	令和2年度
国 債 等 債 券 売 却 益	647	260
そ の 他 の 事 業 収 益	1,532	1,281
合 計	2,179	1,541

●経費の内訳

(単位:百万円)

科 目	金 額	
	令和元年度	令和2年度
人 件 費	1,472	1,369
役 員 報 酬	62	62
給 料 手 当	989	970
福 利 厚 生 費	223	199
退 職 給 付 費 用	118	59
役 員 退 職 慰 労 金	—	2
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 繰 入	14	12
賞 与 引 当 金 繰 入	64	62
物 件 費	1,416	1,218
事 業 推 進 費	579	486
債 権 管 理 費	11	12
旅 費 ・ 交 通 費	39	9
業 務 費	370	340
負 担 金	192	190
施 設 費	218	176
雑 費	2	3
税 金	99	104
経 費 合 計	2,988	2,692

受託業務・為替業務・証券業務等

●受託貸付金の残高

(単位:百万円)

受託先	令和元年度	令和2年度
日本政策金融公庫	3,186	2,916
うち国民一般向け業務	18	14
うち農林水産業者向け業務	3,167	2,901
住宅金融支援機構	7,366	6,871
福祉医療機構	91	78
合計	10,644	9,866

●内国為替の取扱実績

(単位:件、百万円)

種類	令和元年度		令和2年度	
	仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込 (件数)	(1,397,488)	(50,196)	(1,174,433)	(50,799)
金額	762,439	541,954	710,081	393,709
代金取立 (件数)	(362)	(305)	(273)	(210)
金額	605	554	489	311
雑為替 (件数)	(11,399)	(14,303)	(10,675)	(13,398)
金額	1,505	16,129	1,413	15,735

●公共債の引受額

該当する取引はありません。

●公共債の窓口販売実績

該当する取引はありません。

●公共債のディーリング実績

該当する取引はありません。

●外貨建資産の残高

該当する取引はありません。

自己資本の状況

●自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題と位置づけ、「自己資本計画（令和元年度～令和3年度）」に基づき、バーゼルⅢの適用内容を勘案した自己資本対策として内部留保の積み上げ等に取り組んだ結果、令和3年3月末における自己資本比率は、14.94%（前年度16.31%）となりました。

●経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資のほか、後配出資金、劣後ローン（劣後特約付借入金）により調達しています。

普通出資金

項目	内容
発行主体	福岡県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	250億円（前年度250億円）

後配出資金

項目	内容
発行主体	福岡県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	210億円（前年度210億円）

劣後ローン

項目	内容
発行主体	福岡県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	期限付劣後債務
コア資本に係る基礎項目に算入した額	110億円（前年度146億円）
弁済期限	令和6年3月28日
一定の事由が生じた場合に弁済等を可能とする特約	あり（※1）

※1. 劣後事由（破産の場合、民事再生の場合）が発生・継続している場合を除き、監督当局の事前承認が得られた場合に、1ヵ月前までの事前通知により、弁済期限までの残存期間5年となった時点の利息支払期日、および以降の利息支払期日に、いつでも弁済可能

自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」および「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

●単体自己資本の構成

(単位:百万円、%)

項目	令和元年度	令和2年度
コア資本にかかる基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資にかかる会員資本の額	110,941	111,454
うち、出資金および資本準備金の額	46,173	46,173
うち、再評価積立金の額	15	15
うち、利益剰余金の額	66,806	67,457
うち、外部流出予定額(△)	2,053	2,192
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本にかかる基礎項目の額に算入される引当金の合計額	7,499	7,611
うち、一般貸倒引当金および相互援助積立金コア資本算入額	7,499	7,611
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本にかかる基礎項目の額に含まれる額	14,696	11,022
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本にかかる基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本にかかる基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	133,138	130,089
コア資本にかかる調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツにかかるものを除く。)の額の合計額	1	1
うち、のれんにかかるものの額	-	-
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツにかかるもの以外の額	1	1
繰延税金資産(一時差異にかかるものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目にかかる10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツにかかる無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異にかかるものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目にかかる15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツにかかる無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異にかかるものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本にかかる調整項目の額 (ロ)	1	1
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	133,136	130,087
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	803,496	858,632
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 9,196	△ 5,425
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 9,196	△ 5,425
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	12,532	11,984
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	816,028	870,616
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	16.31%	14.94%

- 注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準にかかる算式に基づき算出しています。
 なお、当会は国内基準を採用しています。
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
 基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。
 なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

●自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳

(単位:百万円)

信用リスク・アセット	令和元年度			令和2年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	2,916	—	—	3,058	—	—
我が国の中央政府および中央銀行向け	360,964	—	—	387,292	—	—
我が国の地方公共団体向け	88,364	—	—	94,571	—	—
国際開発銀行向け	1,000	—	—	1,000	—	—
地方公共団体金融機構向け	4,200	420	16	4,200	420	16
我が国の政府関係機関向け	7,529	752	30	6,513	651	26
地方三公社向け	5,796	606	24	4,405	223	8
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	1,560,821	312,056	12,482	1,577,436	315,433	12,617
法人等向け	203,111	120,869	4,834	239,902	134,564	5,382
中小企業等向けおよび個人向け	8	6	0	6	4	0
抵当権付住宅ローン	2	0	0	2	0	0
不動産取得等事業向け	452	446	17	323	322	12
三月以上延滞等	260	0	0	67	0	0
取立未済手形	9	1	0	5	1	0
信用保証協会等による保証付	5	0	0	12	1	0
出資等	8,282	8,282	331	8,506	8,506	340
（うち出資等のエクスポージャー）	8,282	8,282	331	8,506	8,506	340
上記以外	129,791	318,939	12,757	138,018	339,618	13,584
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものにかかるエクスポージャー）	14,459	36,147	1,445	22,759	56,897	2,275
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段にかかるエクスポージャー）	111,640	279,101	11,164	111,640	279,101	11,164
（うち上記以外のエクスポージャー）	3,691	3,690	147	3,619	3,619	144
証券化	458	91	3	215	43	1
（うち非STC要件適用分）	458	91	3	215	43	1
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	93,660	50,216	2,008	155,107	64,266	2,570
（うちルックスルー方式）	93,660	50,216	2,008	155,107	64,266	2,570
他の金融機関等の対象資本調達手段にかかるエクスポージャーにかかる経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(Δ)	—	9,196	367	—	5,425	217
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	2,467,637	803,496	32,139	2,620,646	858,632	34,345
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	2,467,637	803,496	32,139	2,620,646	858,632	34,345
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%		
	12,532	501	11,984	479		
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%		
	816,028	32,641	870,616	34,824		

- 注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
 5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金にかかる経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
 7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
 8. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
 <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

信用リスクに関する事項

●リスク管理の方針および手続の概要

- 信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことで、
- 当会では、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢として、リスク管理に関する規程類を整備しています。
- 具体的には、当会は、信用リスクを適切にコントロールするために、内部格付による管理、自己査定による管理、個別審査による管理、各種与信上限額設定による管理等の実施と、ポートフォリオ全体のリスクバランスをコントロールするために、保有資産の信用リスク量を計測する等、信用リスクの管理を行っています。
- また、当会は、リスク管理の方法やリスクテイクの具体的方針等についてリスクマネジメント委員会において検討・協議するとともに、毎月開催するリスク関連打合せにおいてポートフォリオの実態把握および統合的リスク管理状況の分析等を行い、リスクマネジメント委員会や理事会に報告する体制をとっています。
- 個別審査による管理については、フロントセクションから独立した審査部門による個別内部格付の審査、個別与信審査、自己査定における第2次審査の実施を通じてデフォルト等に伴う損失を最小限に抑え、適正なリターンの確保を図っています。
- 当会における貸倒引当金の計上は、「資産の償却・引当要領」に基づき次のとおり計上しています。
- 自己査定結果の債務者区分が正常先債権および要注意先債権については、債権額に過去3算定期間の貸倒実績率の平均値に基づき計算した予想損失率を乗じて今後1年間（要注意債権のうち要管理先については3年間）の予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を一般貸倒引当金として計上しています。ただし、予想損失額として算定した引当額が将来の貸倒リスクを反映した必要額に不足すると見込まれる場合には、平成9年度以降の各年度の期首において正常先、要管理先およびその他の要注意先に属する全債権累計額を分母とし、その分母の額のうち、毀損した累計額を分子として過去の累積実績率を算出し、対象債権の額に累積実績率を乗じて算出した額を計上しています。
- 自己査定結果の債務者区分が破綻懸念先、実質破綻先および破綻先に対する債権等については、債務者ごとに算出する予想損失額を個別貸倒引当金として計上しています。
- 破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を個別貸倒引当金として計上しています。また、破綻懸念先に対する債権のうち元本の回収および利息の受け取りにかかるキャッシュフローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュフローと債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収見込額を控除した残額を計上しています。
- 実質破綻先債権および破綻先債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収見込額を控除した残額との差額を計上しています。
- すべての債権は、「自己査定要領」に基づき、自己査定実施部署が自己査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が自己査定結果を監査しており、その自己査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

●標準的手法に関する事項

- 当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。
- また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。
- ①リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

- ②リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

●信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）および
三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

	令和元年度					令和2年度					
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	
国内	2,360,687	259,756	498,060	-	260	2,453,988	317,665	561,397	-	67	
国外	12,830	-	12,830	-	-	11,335	-	11,335	-	-	
地域別残高計	2,373,518	259,756	510,890	-	260	2,465,324	317,665	572,732	-	67	
法人	農業	1,057	1,057	-	-	47	857	857	-	-	
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	製造業	44,737	11,329	30,430	-	52	56,484	14,357	39,138	-	47
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	26,442	12,047	14,080	-	157	30,800	14,047	16,439	-	-
	電気・ガス 熱供給・水道業	11,356	3,245	7,311	-	-	20,123	5,603	13,720	-	-
	運輸・通信業	31,112	3,737	25,130	-	-	32,870	4,735	25,888	-	-
	金融・保険業	1,719,179	92,905	36,697	-	-	1,745,444	139,688	44,501	-	-
	卸売・小売・飲食 サービス業	82,229	69,507	11,817	-	-	87,703	74,070	12,517	-	17
	日本国政府 地方公共団体	450,099	64,675	385,423	-	-	482,512	62,487	420,025	-	-
上記以外	534	534	-	-	-	1,721	1,219	501	-	-	
個人	715	715	-	-	2	598	598	-	-	2	
その他	6,053	-	-	-	-	6,207	-	-	-	-	
業種別残高計	2,373,518	259,756	510,890	-	260	2,465,324	317,665	572,732	-	67	
1年以下	1,563,308	22,376	39,802	-	/	1,576,234	53,489	49,935	-	/	
1年超3年以下	128,951	54,171	74,780	-	/	110,865	52,398	58,467	-	/	
3年超5年以下	111,562	54,065	57,497	-	/	102,318	58,429	43,888	-	/	
5年超7年以下	68,316	31,024	37,292	-	/	68,627	28,717	39,909	-	/	
7年超10年以下	111,897	47,494	64,402	-	/	115,226	44,155	71,071	-	/	
10年超	236,013	1,298	234,714	-	/	302,600	1,244	301,356	-	/	
期限の定めのないもの	153,467	49,325	2,400	-	/	189,450	79,229	8,104	-	/	
残存期間別残高計	2,373,518	259,756	510,890	-	/	2,465,324	317,665	572,732	-	/	

- 注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

●貸倒引当金の期末残高および期中増減額

(1) 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

	令和元年度					令和2年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	688	592	—	688	592	592	704	—	592	704
個別貸倒引当金	347	321	71	275	321	321	1,147	205	115	1,147

(2) 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

(単位:百万円)

		令和元年度						令和2年度					
		個別貸倒引当金					貸出金 償却	個別貸倒引当金					貸出金 償却
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	
目的使用	その他	目的使用	その他	目的使用	その他								
法人	農業	47	47	—	47	47	—	47	—	47	—	—	47
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	86	85	49	37	85	49	85	125	4	81	125	4
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	168	157	—	168	157	—	157	1,000	154	2	1,000	154
	電気・ガス 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食 サービス業	22	20	22	—	20	—	20	17	—	20	17	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
個人	21	9	—	21	9	—	9	3	—	9	3	—	
合計	347	321	71	275	321	49	321	1,147	205	115	1,147	205	

- 注) 1. 当会では国外への貸出を行っていないため、地域別(国内・国外)の開示を省略しています。
2. 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

●信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:百万円)

		令和元年度			令和2年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	457,170	457,170	—	490,052	490,052
	2%	—	—	—	—	—	—
	4%	—	—	—	—	—	—
	10%	—	11,735	11,735	—	10,727	10,727
	20%	21,459	1,565,074	1,586,533	34,050	1,580,051	1,614,101
	35%	—	2	2	—	2	2
	50%	126,497	561	127,058	149,097	1,845	150,943
	75%	—	8	8	—	6	6
	100%	24,441	47,098	71,539	22,853	46,356	69,209
	150%	—	—	—	—	—	—
	250%	—	119,968	119,968	—	130,782	130,782
その他	—	—	—	—	—	—	
1250%	—	—	—	—	—	—	
合計	172,397	2,201,620	2,374,018	206,001	2,259,824	2,465,825	

- 注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引にかかるもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額にかかるもの、重要な出資にかかるエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

当会では、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価および管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は不動産です。

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

	令和元年度			令和2年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	2,763	—	—	3,287	—
金融機関および 第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	—	2,002	—	—	3,488	—
中小企業等向けおよび個人向け	—	—	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	500	—	—	501	—
合 計	—	5,265	—	—	7,276	—

- 注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 2. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し、または決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し、または資金の支払いを行う取引です。

当会では、派生商品取引に関して、余裕金運用規程に基づき運用限度額を設定し、運用しています。

なお、長期決済期間取引は、行っていません。

●派生商品取引および長期決済期間取引の内訳

	令和元年度	令和2年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

令和元年度

該当する取引はありません。

令和2年度

該当する取引はありません。

●与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

●信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

●リスク管理の方針およびリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

当会における証券化エクスポージャーの取得、管理する方針、リスク特性等の概要は以下のとおりです。

当会は、証券化取引においては証券化案件を購入する投資家の役割であり、他の役割（オリジネーター、サービサー、信用補充の提供者等）を担うことはありません。

証券化エクスポージャーの取得、管理については、「証券化案件にかかる管理要領」において、投資の体制、投資時のデューデリジェンス、投資後の管理等の取扱いについて整備し、リスクを確実に認識し、評価・計測し、市場動向、裏付資産の内容、構造上の特性、格付情報等のリスク特性についてリスクマネジメント委員会等へ報告するための体制を構築しています。

また、「余裕金運用商品の取得基準」において、格付および残存期間別に取得限度を定めて、取得基準に該当しない場合や過大なリスクテイクやリスクの偏り等の問題が生じた場合の取扱いについて整備しています。

なお、証券化案件は、①裏付資産が生み出すキャッシュ・フローにかかるリスクと②オリジネーターやサービサー等にかかるリスクがあります。

●体制の整備およびその運用状況の概要

体制の整備およびその運用状況の概要は以下のとおりです。

証券化案件の取得については、資金証券部および融資営業部（フロント部署）が投資案件にかかる商品性および裏付資産におけるリスクの分析、情報の取得状況の確認等の一次審査を行い、デューデリジェンス資料を作成し、リスク審査部（審査担当・とりまとめ報告部署）がリスクバッファの厚みや余裕度の確認および評価等を行い、投資案件にかかる取得可否を審査し、リスクマネジメント委員会等へ報告する体制をとっています。

また、期中管理も同様にモニタリング資料により妥当性を検証し、定期的に会議体に報告する体制をとっています。

●信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当会は信用リスク削減手法として証券化取引を用いていません。

●信用リスク・アセットの額の算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算出については、外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用しています。

●当会が証券化目的導管体を用いて行った第三者の資産にかかる証券化取引

当会は証券化目的導管体を用いて行った第三者の資産にかかる証券化取引を行っていません。

●当会が行った証券化取引にかかる証券化エクスポージャーを保有している子会社等および関連法人等

該当する子会社等および関連法人等はありません。

●証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」および「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

●証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

●内部評価方式の概要

当会では内部格付手法を採用していないため該当しません。

●当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

当会では該当する取引はありません。

●当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位:百万円)

		令和元年度		令和2年度	
		証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー	証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー
オン バ ラ ン ス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住宅ローン	—	—	—	—
	自動車ローン	458	—	215	—
	その他の	—	—	—	—
	合計	458	—	215	—
オフ バ ラ ン ス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住宅ローン	—	—	—	—
	自動車ローン	—	—	—	—
	その他の	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—

注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

(2) リスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額

令和元年度

(単位:百万円)

	証券化エクスポージャー				再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額		リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オンバランス	0%～15%未満	—	—	オンバランス	0%～100%未満	—	—
	15%～50%未満	458	3		100%～250%未満	—	—
	50%～100%未満	—	—		250%～400%未満	—	—
	100%～250%未満	—	—		400%～1250%未満	—	—
	250%～400%未満	—	—		1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—				
	1250%	—	—				
	合計	458	3		合計	—	—
オフバランス	0%～15%未満	—	—	オフバランス	0%～100%未満	—	—
	15%～50%未満	—	—		100%～250%未満	—	—
	50%～100%未満	—	—		250%～400%未満	—	—
	100%～250%未満	—	—		400%～1250%未満	—	—
	250%～400%未満	—	—		1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—				
	1250%	—	—				
	合計	—	—		合計	—	—

令和2年度

(単位:百万円)

	証券化エクスポージャー				再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額		リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オンバランス	0%～15%未満	—	—	オンバランス	0%～100%未満	—	—
	15%～50%未満	215	1		100%～250%未満	—	—
	50%～100%未満	—	—		250%～400%未満	—	—
	100%～250%未満	—	—		400%～1250%未満	—	—
	250%～400%未満	—	—		1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—				
	1250%	—	—				
	合計	215	1		合計	—	—
オフバランス	0%～15%未満	—	—	オフバランス	0%～100%未満	—	—
	15%～50%未満	—	—		100%～250%未満	—	—
	50%～100%未満	—	—		250%～400%未満	—	—
	100%～250%未満	—	—		400%～1250%未満	—	—
	250%～400%未満	—	—		1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—				
	1250%	—	—				
	合計	—	—		合計	—	—

注) 1. 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

- (3) 自己資本比率告示第224条ならびに第224条の4第1項第1号および第2号の規定により
リスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
クレジットカード与信	—	—
住宅ローン	—	—
自動車ローン	—	—
その他の	—	—
合計	—	—

- 注) 1. 自己資本比率告示第224条ならびに第224条の4第1項第1号および第2号の規定に基づき、証券化取引のデュー・デリジェンス等の要件を満たさなかったもの、格付によりリスク・ウェイト1250%を適用したものおよび信用補完機能を持つI/Oストリップスによりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーを記載しています。
なお、「信用補完機能を持つI/Oストリップス」とは、証券化取引を行う法人等に原資産を譲渡する証券化取引において、原資産から将来生じる金利収入を受ける権利であって、当該証券化取引にかかる他の証券化エクスポージャーに対する信用補完として利用されるよう仕組みられたもののことです。

- (4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法の有無	無
--------------	---

オペレーショナル・リスクに関する事項

●リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外的な現象により損失を被るリスクのことです。

当会では、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

当会の「リスク管理の基本方針」において、管理を要するリスクとして「事務リスク」「システムリスク」「法務リスク」「人的リスク」「有形資産リスク」「情報漏洩リスク」「業務継続リスク」「風評リスク」等オペレーショナル・リスクを定義した上で、全体リスク管理としてオペレーショナル・リスク相当額を計測するとともに、事務処理を行っていく上で必要となる事務手続き・マニュアル類の整備のほか、「コンプライアンス・マニュアル」「自主検査実施要領」「事業継続計画」に基づいた個別リスク管理を実施しています。

また、オペレーショナル・リスクの情報については、リスクマネジメント統括部署で一元管理するとともに、リスク管理担当部署と連携し、オペレーショナル・リスクの発生原因等の分析・評価を行い、必要に応じ「リスクマネジメント委員会」において対策を協議することとしています。

●オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

○当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しています。

○基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用費用を加算して算出します。

出資等エクスポージャーに関する事項

●出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資等エクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものです。

当会では、出資等または株式等エクスポージャーに関して、以下の方針に基づき管理しています。

○株式について

「余裕金運用規程」において、株式に運用する余裕金の総額は直近6か月間における貯金および定期積金の合計額の平均残高のおおむね100分の3以内とするとしており、詳細については、「余裕金運用商品の取得基準」において、株式の取得基準として1銘柄あたりの取得限度を定めています。

○出資について

出資については、系統あるいはJAグループ関連の法人や団体に対して行っています。一般の事業会社への出資については、農協法上の禁止規定はないものの、定款において「会の事業を行うため必要がある場合に認める」としており、総会の議決事項として非常に重い判断として位置付けています。現在、系統あるいはJAグループ関連の法人や団体以外の一般の事業法人への出資はありません。

●出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位:百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	8,787	8,787	11,355	11,355
非上場	90,570	90,570	90,565	90,565
合計	99,358	99,358	101,921	101,921

注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

●出資その他これに類するエクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位:百万円)

	令和元年度			令和2年度		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
上場	38	-	-	139	-	-
非上場	-	-	-	-	-	-
合計	38	-	-	139	-	-

●貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上場	3,766	87	6,062	44
非上場	-	-	-	-
合計	3,766	87	6,062	44

●貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上場	-	-	-	-
非上場	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	93,660	155,107
マンデート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

金利リスクに関する事項

●リスク管理の方針および手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会におけるリスク管理方針および手続については以下のとおりです。

○リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

○リスク管理およびリスク削減の方針に関する説明

当会は、リスクマネジメント委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

○金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として月次でIRRBBを計測しています。

○ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当会は、金利スワップ等による削減は行っていませんが、銀行勘定金利リスクモニタリング基準に基づく金利リスクのモニタリングおよび適正な管理に努めています。

●金利リスクの算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショックを適用しています。

○流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は2.5年です。

○流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

○流動性貯金への満期への割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

○固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

○複数の通貨の集計方法およびその前提

当会は、外貨建資産が資産の5%に満たないため、円貨として金利リスクを算定しています。

○スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

○内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

○前事業年度末の開示からの変動に関する説明

Δ EVEの前事業年度末からの主な変動要因は、貸出金および有価証券等の運用部門の残高増加によるものです。

○計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

● Δ EVEおよび Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

○金利ショックに関する説明

統合的リスク管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

○金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NIIと大きく異なる点）

特段ありません。

金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
順番		Δ EVE		Δ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	63,219	55,856	4,349	4,154
2	下方パラレルシフト	Δ 21,487	Δ 8,123	0	0
3	ス テ ィ ー プ 化	52,006	44,960		
4	フ ラ ッ ト 化				
5	短 期 金 利 上 昇				
6	短 期 金 利 低 下				
7	最 大 値	63,219	55,856	4,349	4,154
		当期末		前期末	
8	自 己 資 本 の 額	130,087		133,136	

- 注) 1. 「 Δ EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済価値の減少額として計測されるものをいいます。
 2. 「 Δ NII」とは、金利リスクのうち金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
 3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
 4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
 5. 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得たスティープ化に関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

役員等の報酬体系

● 役員

○対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事および監事をいいます。

○役員報酬等の種類、支払総額および支払方法

経営管理委員（非常勤）および監事（非常勤）に対する報酬等の種類は、基本報酬の1種類で、理事（常勤）および監事（常勤）に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類です。また、令和2年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位:百万円)

	支給総額(注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員(注1)に対する報酬等	62	14

- 注) 1. 対象役員は、経営管理委員8名、理事6名、監事10名です。(期中に退任した者を含む。)
2. 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額〈12,650,417円〉と支給額のうち当年度の負担に属する金額〈2,098,708円〉)によっています。

○対象役員の報酬等の決定等

・役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会（構成：当会の正会員から選出された委員6人および学識経験者委員3人の9人）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

・役員退職慰労金

役員退職慰労金については、総会で役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退任給与金算定基準に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

○役員報酬審議会等の構成員に対して支払われた報酬等の総額および役員報酬審議会等の会議の開催回数

令和2年度中に、当会では、役員報酬審議会を2回開催しております。委員への報酬の支払はありません。

○報酬等に関する方針について

当会は、信用事業を行う都道府県段階の連合会組織として、福岡県内JAの事業運営をサポートするとともに、県域をエリアとする農業専門金融機関として、かつ協同組織の地域金融機関として県内JAと一体となって、組合員および利用者の皆さまから信頼される事業運営に努め、地域の農業および経済の発展に貢献することを目的としており、この実現を目指すことが可能となるように役員報酬制度を設計しています。

○「対象役員」の報酬等に関する方針

当会の役員報酬については協同組織の県段階組織・農業専門金融機関としての当会の特性、系統団体や他業態の動向を踏まえ役員等に応じた固定報酬のみで設計しており、業績連動型の報酬体系とはなっていません。

また、役員退職慰労金については、役員報酬に所定の係数を乗じて得た額にて算定されます。

● 職員等

○対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の職員および当会の主要な連結子法人等の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当会の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和2年度において、対象職員等に該当するものはありませんでした。

- 注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めています。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当会の連結子法人等のうち、当会の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
3. 「同等額」は、令和2年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としています。

● その他

当会の対象役員および対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員および対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員および対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

このディスクロージャー誌は、農業協同組合法第 54 条の 3 に基づき作成しておりますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のページに記載しております。

農業協同組合法施行規則第 204 条関連

1	概況及び組織に関する事項	
	(1) 業務の運営の組織	33 ページ
	(2) 理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	32 ページ
	(3) 事務所の名称及び所在地	33 ページ
	(4) 特定信用事業代理業者に関する事項	33 ページ
2	主要な業務の内容	26～29 ページ
3	主要な業務に関する事項	
	(1) 直近の事業年度における事業の概況	7～8 ページ
	(2) 直近の 5 事業年度における主要な業務の状況	
	a 経常収益	52 ページ
	b 経常利益又は経常損失	52 ページ
	c 当期剰余金又は当期損失金	52 ページ
	d 出資金及び出資口数	52 ページ
	e 純資産額	52 ページ
	f 総資産額	52 ページ
	g 貯金等残高	52 ページ
	h 貸出金残高	52 ページ
	i 有価証券残高	52 ページ
	j 単体自己資本比率	52 ページ
	k 剰余金の配当の金額	52 ページ
	l 職員数	52 ページ
	(3) 直近の 2 事業年度における事業の状況	
	a 主要な業務の状況を示す指標	52～53 ページ
	b 貯金に関する指標	54 ページ
	c 貸出金等に関する指標	55～59 ページ
	d 有価証券に関する指標	60～61 ページ
4	業務の運営に関する事項	
	(1) リスク管理の体制	11～13 ページ
	(2) 法令遵守の体制	14～18 ページ
	(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況	19～25 ページ
	(4) 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	16 ページ
5	直近の 2 事業年度における財産の状況に関する事項	
	(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	36～50 ページ
	(2) 貸出金にかかる額及びその合計額	
	a 破綻先債権に該当する貸出金	58 ページ
	b 延滞債権に該当する貸出金	58 ページ
	c 3 カ月以上延滞債権に該当する貸出金	58 ページ
	d 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	58 ページ
	(3) 元本補填契約のある信託に係る貸出金に係る事項	59 ページ
	(4) 自己資本の充実の状況	66～68 ページ
	(5) 取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
	a 有価証券	62 ページ
	b 金銭の信託	62 ページ
	c デリバティブ取引	62 ページ
	d 金融等デリバティブ取引	62 ページ
	e 有価証券関連店頭デリバティブ取引	62 ページ
	(6) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	71 ページ
	(7) 貸出金償却の額	71 ページ
	(8) 会計監査人の監査を受けている旨	50 ページ

農業協同組合法施行規則第 207 条

役員等の報酬体系	81 ページ
----------	--------

索引

当会の概要や経営・財務の情報ははじめ、JAバンク福岡の各種お知らせはインターネットでご覧いただくことができます。



JA福岡信連のホームページアドレス

<http://www.jabankfukuoka.or.jp/ken/>



JAバンク福岡のホームページアドレス

<http://www.jabankfukuoka.or.jp>



令和3年7月発行

編集 福岡県信用農業協同組合連合会

〒810-0001 福岡市中央区天神4丁目10番12号

電話 092(711)3535(代)